

平成29年3月8日

答申第762号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、当該視聴者に以前、「(1) 年金受給者数、(2) 年金受給者の受給金額の最高額および最低額」に係る文書が存在しないと連絡したことを受けて、「①年金を正確に支給するための業務のフロー図、②年金支給を委託している相手先名が分かる文書、③(1)、(2)に関するデータを作成している部署名、④(1)、(2)に関するデータを保存している部署又は外部保管先名、⑤年金支給額の正確性を検証する責任を負っている担当部署名、⑥年金支給額の正確性を検証するために用いているデータの作成部署、⑦財務諸表固定負債の部『退職給付引当金』に係る注記データの基となる基礎データ作成部署、⑧NHKが(1)、(2)に関するデータを保持しない理由及び根拠、⑨年金支給額の正確性の検証を実施しない理由及び根拠」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書のうち②および⑤は開示したが、①、③、④、⑥、⑦、⑧、⑨はいずれも文書が存在しないため、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書のうち、⑥および⑦については、⑥の「年金支給額の正確性を検証するために用いているデータ」および⑦の「財務諸表固定負債の部『退職給付引当金』に係る注記データの基となる基礎データ」をいずれも個々の年金受給者の個別データと解してそれぞれの作成部署を開示することとし、⑧については、その後作成した文書が存在するため当該文書を開示することとする。①、③、④および⑨については、いずれも文書が存在せず開示することができない。

なお、NHKの退職給付に係る計算は、個々の年金受給者の個別データをもとに行われており、「(1) 年金受給者数」および「(2) 年金受給者の受給金額の最高額および最低額」を取りまとめた文書は作成していない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書のうち、「年金支給額の正確性を検証するために用いているデータの作成部署」、「財務諸表固定負債の部『退職給付引当金』に係る注記データの基となる基礎データ作成部署」および「NHKが(1) 年金受

給者数、(2) 年金受給者の受給金額の最高額および最低額に関するデータを保持しない理由及び根拠」については、いずれも開示することとしたこと、「年金を正確に支給するための業務のフロー図」、「(1)、(2) に関するデータを作成している部署名」、「(1)、(2) に関するデータを保存している部署又は外部保管先名」および「年金支給額の正確性の検証を実施しない理由及び根拠」については、いずれも文書が存在しないため不開示としたこと、いずれのNHKの取り扱いも妥当である。

4 審議の経過

平成29年2月8日（第246回審議委員会）第772号諮問、審議
3月8日（第247回審議委員会）審議、答申